

第 68 号議案

豊後大野市介護予防拠点施設条例の一部改正について

豊後大野市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 6 月 12 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

施設の新設に伴い、施設の名称及び使用料について条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市介護予防拠点施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三重介護予防拠点施設ひなたぼっこの項中「三重介護予防拠点施設ひなたぼっこ」を「地域包括ケア拠点施設ひなたぼっこ」に改める。

別表第 2 三重介護予防拠点施設ひなたぼっこの項を次のように改める。

地域包括ケア拠点施設 ひなたぼっこ	ホール	1 時間 540 円 (冷暖房使用の場合は、 540 円を加算)
	喫茶室	1 時間 200 円 (冷暖房使用の場合は、 100 円を加算)

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。